

年 組 _____ さん
保護者様

鳥取県立倉吉東高等学校長

出席停止のお知らせ・登校届（インフルエンザ等）

お子様は、学校保健安全法施行規則に該当する学校感染症に診断されましたので、同法施行規則に基づき、下記のとおり出席停止を指示します。

ついては、医療機関が示す療養期間を守るとともに、療養期間中は他者との接触をさけ、療養につとめていただくようお願いします。

なお、この期間は欠席にはなりません。

記

- 1 病名 _____
- 2 出席停止期間 _____ 月 _____ 日から 医師が出席を許可する日まで
(発症日)

※登校する際には、下記登校届の枠内を保護者の方が記入・押印の上、学校へ提出してください。

※可能な範囲で医療機関を受診したことを証明できる書面1通（調剤明細書の写し、薬情報の写し等）を添付してください。

※インフルエンザについては、最初の受診時に医師から指示される場合もありますが、裏面「出席停止期間の基準」に基づき、**保護者が生徒の状況を確認することとしますので、再度医療機関を受診し、医師から登校の許可を得る必要はありません。**

登 校 届

学校長様

（病名）_____と診断され、_____年 _____月 _____日より、医療機関において治療を受けていましたが、病状が回復し、_____年 _____月 _____日より登校いたします。

記入日：_____年 _____月 _____日

（生徒氏名）_____年 _____組 _____

（保護者氏名）_____ 印 _____

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

※裏面の記載もお願いします。

(インフルエンザに感染された方へ)

保護者様

インフルエンザによる療養後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注: 2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

発症した後、5日を経過しました。

※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。

解熱した後、2日発熱がありません。

※解熱した日を0日と数えます。解熱から2日経過し、解熱後3日目から登校が可能です。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後				
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後4日以降に解熱した場合(例4、5)は、出席停止期間が延長されます。